

## **参考資料：上位・関連計画の整理**

①長岡京市第4次総合計画第2期基本計画（2021（令和3）3月）

・第2期基本計画後期実施計画書 令和5～7年度（2023（令和5）2月）

■本事業に関連する確認事項

- ・防災・安全まちづくりに関する方針
- ・公共施設の整備・管理に関する方針
- ・スポーツ施設整備に関する方針

●計画期間：基本構想:2016（平成28）年度～2030（令和12）年度

第2期基本計画:2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

第2期基本計画 後期実施計画書：2023（令和5）年度～2025（令和7）年度

●将来都市像：住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京

●人口フレーム：2030（令和12）年において8万人の市民がゆとりを持って暮らせるまち

●第2期基本計画施策の体系：



■本事業に関連する方針・施策等：

《防災・安全まちづくりに関する方針》

5年後の目標	
まち〔防災・安全〕	・防災機能が強化されたまちで市民生活の安全が守られ、地域のつながりによる日常生活の安心が保たれている。
<施策/スポーツの振興>	・市民の生命・財産が地震や浸水被害などから守られるよう、自然との調和を保った適切な防災対策が図られている。
〔防災・安全〕に関する実施計画事業	

<b>&lt;施策/都市の防災機能の向上&gt;</b>	
事業名称：避難所機能及び防災備蓄物資等の充実 → <b>廃止</b> （*実施計画書より）	
<p>避難所機能充実に向けて、要配慮者への対応として間仕切りテント、パーテーションなどや、停電対策としての充電式照明器具等の避難所運営資機材の充実を図ります。</p> <p>また、避難所での情報入手の手段、情報提供の確保を行います。</p> <p>防災食料備蓄数 76,000 食を維持しながら、利便性の高い小分けの食料へ更新を行います。</p> <p><b>指標</b> 防災食料備蓄数の更新率 100%</p>	
事業名称： <b>東部防災拠点の整備</b> （*実施計画書で追加）	
事業の概要 (後期実施計画書より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東ポンプ場閉鎖後の活用について、災害時には避難所や備蓄物資保管などの防災機能を、平常時には、集会所や体育館、公園などの機能を有した<b>防災フェーズフリーの視点での活用</b>を進める拠点の検討を開始します。</li> </ul>
<b>&lt;施策/災害時に活きるネットワークづくり&gt;</b>	
事業名称：地域防災力向上事業	
<p>「長岡京市防災の日」に全小学校区において、要配慮者や女性の視点に立った避難所運営等、より実践的な防災訓練を実施することで地域の防災力の向上を図ります。また、研修会を実施し、地域の中に防災知識と地域事情に熟知した防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の充実と自主防災組織が未組織である地域へ組織化に向けた働きかけを強化します。</p>	
事業の概要 (後期実施計画書より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長岡京市防災の日」に全小学校区において、要配慮者や女性の視点に立った避難所運営等、より実践的な防災訓練を実施することで地域の防災力の向上を図ります。また、研修会を実施し、地域の中に防災知識と地域事情に熟知した防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の充実と自主防災組織が未組織である地域へ組織化に向けた働きかけを強化します。</li> </ul>

《公共施設の整備・管理に関する方針》

<b>5年後の目標</b>	
まち〔市街地〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境、都市機能と住生活の調和が保たれたまちで、都心拠点の充実と市街地の魅力向上が展望できる。</li> </ul>
<b>&lt;施策/都市機能の再創造&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の流れをまちに誘導し、新たな交流とにぎわいを生み出している。</li> </ul>
<b>〔市街地〕に関する実施計画事業</b>	
<b>&lt;施策/都市機能の再創造&gt;</b>	
事業名称：公共施設再編整備事業	
<p>公共施設等の維持管理や更新にかかる負担の軽減、跡地の活用、財源の確保、あるべき行政サービスの水準などの検討を行い、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再編整備構想を改定し、その内容に基づいて公共施設等の再編整備等を進めます。</p> <p><b>指標</b> 公共施設等総合管理計画及び公共施設等再編整備構想の改定</p>	
事業の概要 (後期実施計画書より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の維持管理や更新にかかる負担の軽減、跡地の活用、財源の確保、あるべき行政サービスの水準などの検討を行い、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再編整備構想を改定し、その内容に基づいて公共施設等の再編整備等を進めます。</li> </ul>

5年後の目標	
みどり〔脱炭素〕	・持続可能な社会づくりのために行動する人の輪が広がり、温室効果ガスの排出量が大きく削減されている。
<施策/持続可能なまちづくり>	・省エネルギー、再生可能エネルギーの普及など、脱炭素社会への取り組みが進み、環境への負荷がさらに低減している。
〔脱炭素〕に関する実施計画事業	
<施策/持続可能なまちづくり>	
事業名称：地球温暖化対策（COOL CHOICE）推進事業	
市域で排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策に資するため、省エネ・再エネ設備に対する助成や啓発の取り組みを行うとともに、公共施設を核とした自治体新電力導入等の他、様々な手法について検討を進め、再生可能エネルギーによる自立・分散型社会の構築を進めます。	
事業名称：公共空間のゼロカーボン化推進（*実施計画書で追加）	
事業の概要 (後期実施計画書より)	・省エネ仕様への更新や再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、施設の特徴を踏まえながら、施設で使う電気のゼロカーボン化を進めるとともに、ZEB に関しても、計画段階から実現可能性を検討し、事業を進めていきます。ZEB でない場合においても、環境性能に関する評価を持つ指標を意識するほか、雨水や井戸水、木材の利用など、総合的な環境性能に配慮した整備を行います。

#### 《スポーツ施設整備に関する方針》

5年後の目標	
かがやき〔生涯学習・文化・スポーツ〕	・誰もが学びの喜びに満ち、文化や歴史に親しみ、運動・スポーツを楽しむ機会が充実し、生活にうるおいと心身の健康を感じている。
<施策/スポーツの振興>	・心身の健康を保つため、運動・スポーツに親しみ、これを通じた交流を楽しんでいる。
〔生涯学習・文化・スポーツ〕に関する実施計画事業	
<施策/スポーツの振興>	
事業名称：スポーツ施設環境の整備	
スポーツ活動の拠点である西山公園体育館やスポーツセンターの適正な維持管理に努めながら、多くの市民がライフステージに応じたスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ活動の充実を図ります。	
<b>指標</b> 体育館等施設利用者数（西山公園体育館・スポーツセンター） 280,000人	
事業の概要 (後期実施計画書より)	・スポーツ活動の拠点である西山公園体育館やスポーツセンターの適正な維持管理に努めながら、多くの市民がライフステージに応じたスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ活動の充実を図ります。特に老朽化が進むスポーツセンターについては、体育館機能の移転、現行敷地の屋外機能の拡充等を含む再整備について検討し、具体化を図ります。

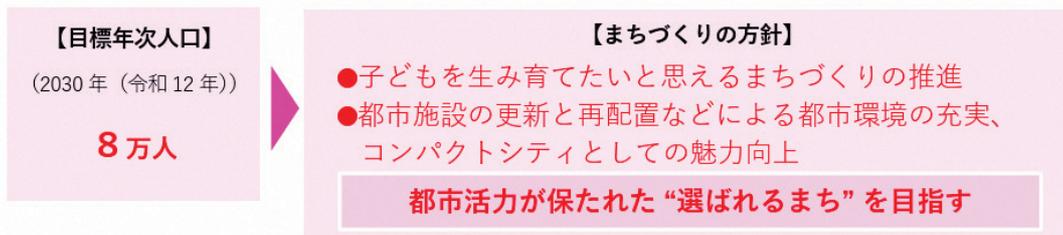
②長岡京市立地適正化計画（2022（令和4）年3月改訂）

■本事業に関連する確認事項

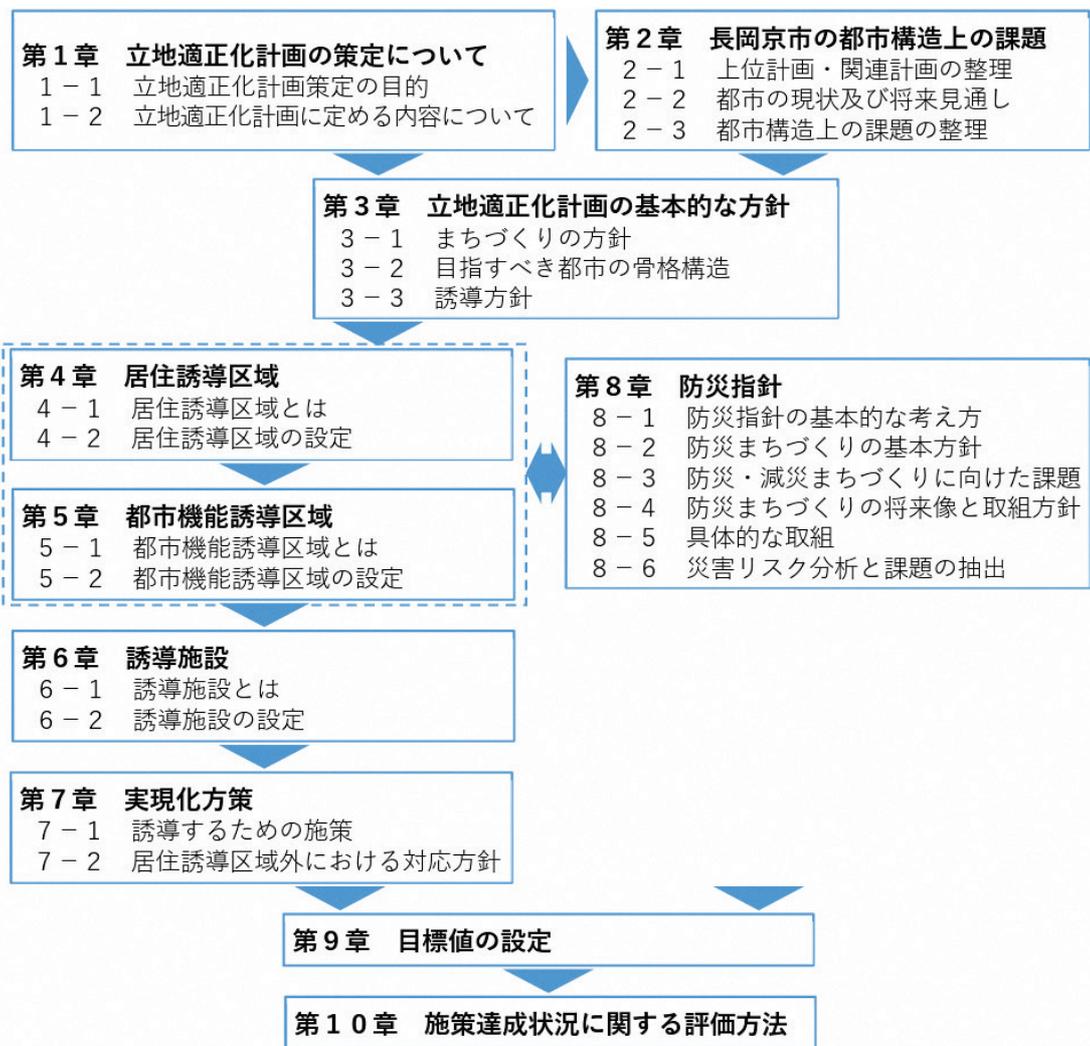
- ・ 公共施設の整備・管理に関する方針
- ・ 防災まちづくりに関する方針

●計画期間：2017（平成29）年度～2030（令和12）年

●まちづくりの方針：



●立地適正化計画の構成：



■本事業に関連する方針・施策等：

《公共施設の整備・管理に関する方針》

第7章 実現化方策	
7-1 誘導するための施策	
(2) 都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するための施策	
●公共施設の複合化及び公的不動産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡京市公共施設等総合管理計画及び長岡京市公共施設等再編整備構想に基づき、<u>公共施設を新たに整備、あるいは移転等を行う際には、複合化の導入を検討</u>します。</li> <li>・なお、<u>公共施設同士の複合施設、民間施設との複合計画等</u>については、<u>公的不動産を有効に活用した建設</u>について検討を進め、効率的・効果的な都市機能の誘導を図ります。</li> </ul>

《防災・安全まちづくりに関する方針》

第4章 居住誘導区域	
(3) 区域の設定	
d) 災害の危険性が少なく、居住に適したエリア	
●浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、外水氾濫について、桂川及び小畑川、小泉川の浸水想定区域（想定最大規模）が指定されていますが、市域における小畑川及び小泉川では、既に河川改修が完了しています。</li> <li>・外水氾濫は、気象予報や河川水位の観測データなどから、ある程度の予測が可能であり、避難が必要となる水位に到達した場合は、防災用サイレンや緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール等で速やかに市民に避難情報を伝達する体制が整えられています。</li> <li>・なお、本市の一部では、2階建て以下の屋内での安全確保（垂直避難）が困難となるおそれがある浸水深3.0m以上のエリアや、3階建て以下の屋内での安全確保（垂直避難）が困難となるおそれがある浸水深5.0m以上のエリアがあり、その中には避難場所までの距離が500m以上のエリアもあります。</li> <li>・しかし、これらのエリアについては、前記の速やかな情報伝達により、早期の行動につながれば、安全な場所への避難が可能になります。この点を踏まえ、災害リスクの周知徹底、災害情報伝達手段の充実・強化、早期避難体制の強化、民間企業との連携による水害時における一時避難場所としての使用に関する協定の締結など、防災・減災対策を重点的に実施していきます。</li> </ul>

第7章 実現化方策	
7-1 誘導するための施策	
(1) 居住誘導区域に居住を誘導するための施策	
●防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市東部地区における防災・減災対策において、<u>東ポンプ場の跡地活用として防災機能を兼ね備えた施設を整備</u>する方針で検討します。</li> </ul>
●地域防災力向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長岡京市防災の日」に全小学校区において、要配慮者や女性の視点に立った避難所運営等、より実践的な防災訓練を実施することで地域の防災力の向上を図ります。また、研修会を実施し、地域の中に防災知識と地域事情に熟知した防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の充実と自主防災組織が未組織である地域へ組織化に向けた働きかけを強化します。</li> </ul>

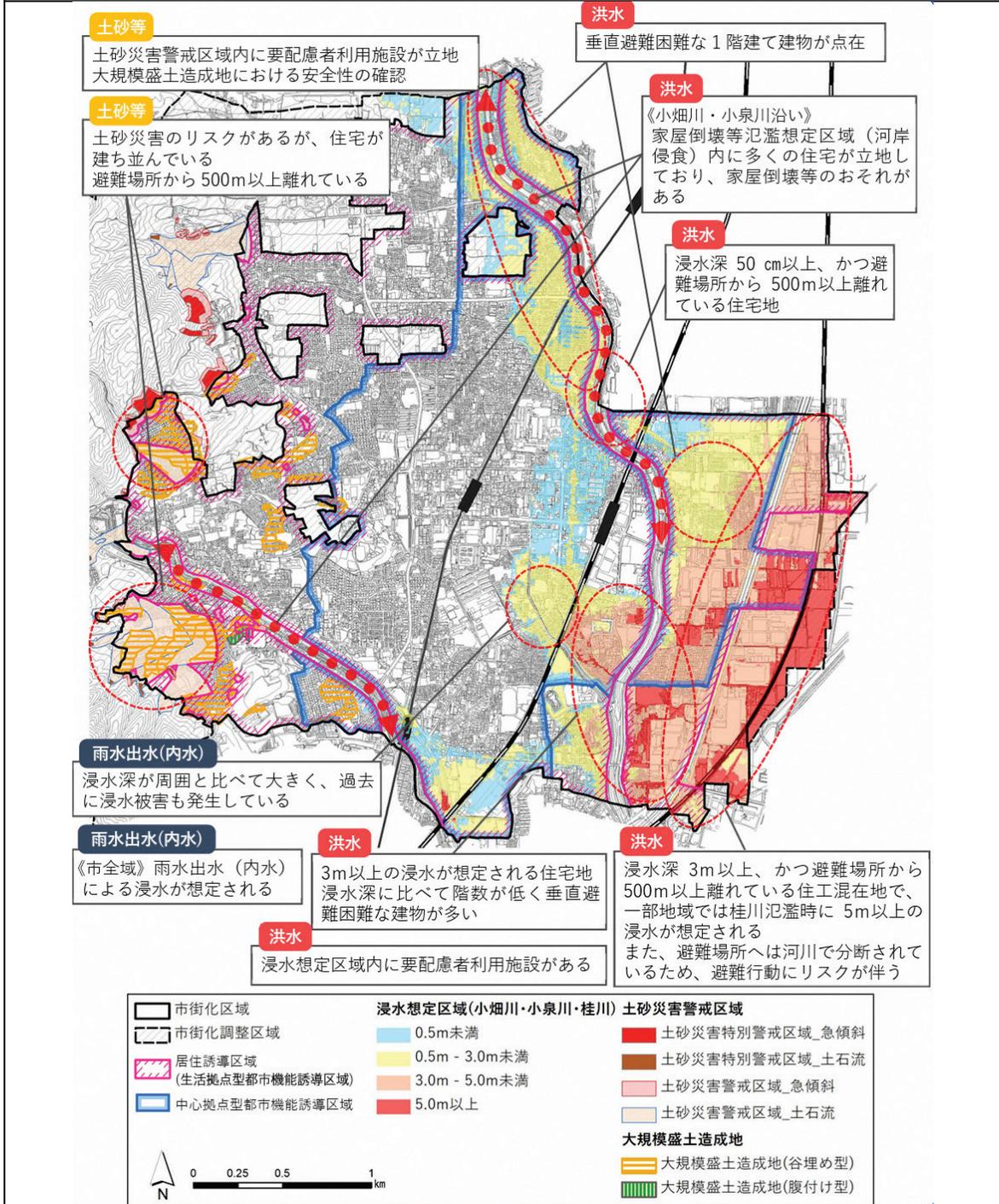
## 第8章 防災指針

### 8-2 防災まちづくりの基本方針

- ・ハード整備によるまちの防災機能の強化とともに、市民と災害リスクを共有しながら、「自らの命は自らが守る、自分たちの地域は自分たちで守る」自助、共助、公助による防災・減災のためのソフトの取組も併せて行うことにより、安全・安心に暮らし続けることができる地域社会を構築していく

### 8-3 防災・減災まちづくりに向けた課題

#### 防災・減災に向けた課題



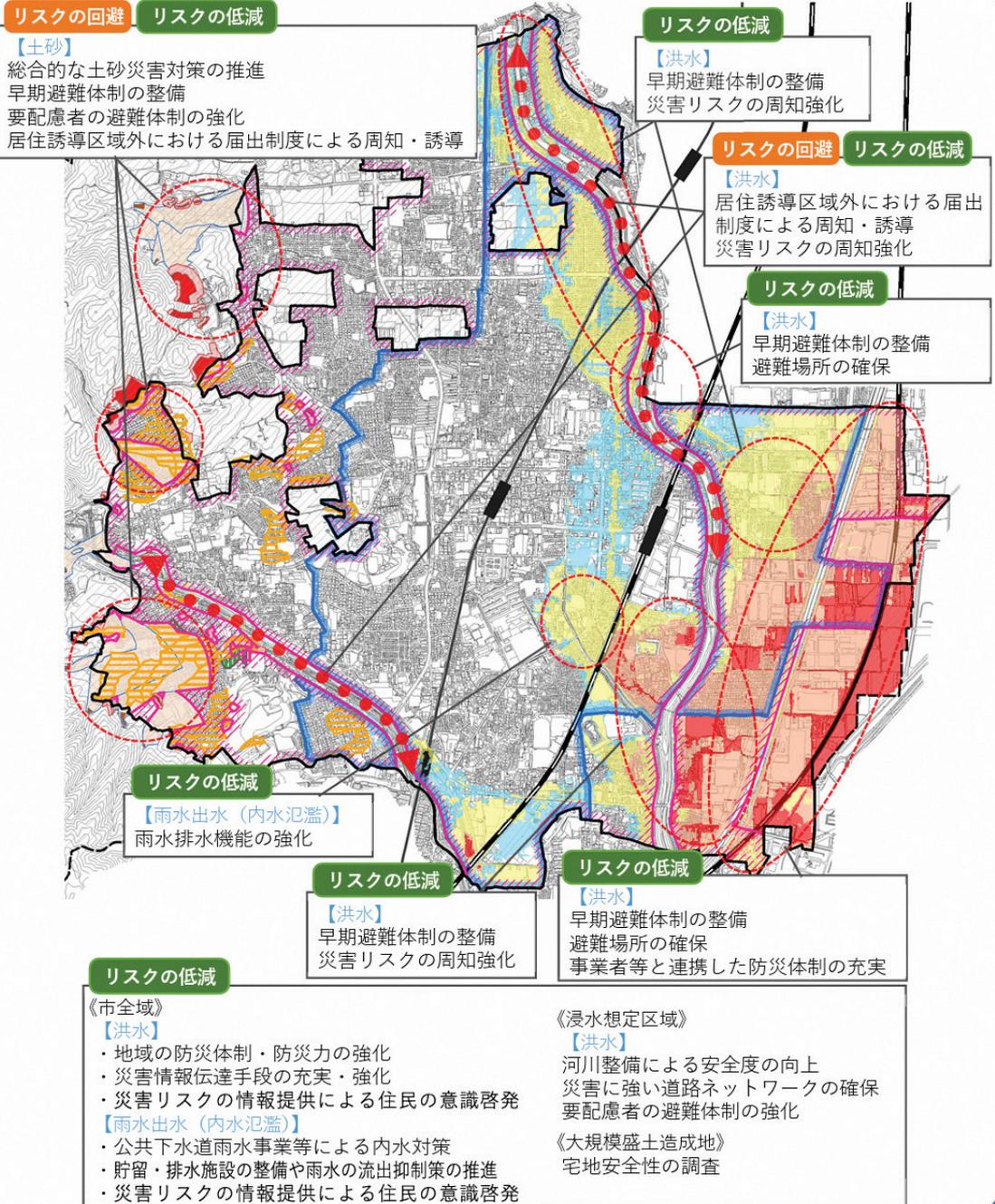
## 8-4 防災まちづくりの将来像と取組方針

### (1) 防災まちづくりの将来像

『市街地の安全性を高め、自助・共助・公助の連携により人命が守られる防災まちづくり』

### (2) 取組方針

#### ■防災まちづくりの取組方針



8-5 具体的な取組

■取組内容とスケジュール

	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク の回避	届出制度による周知・誘導	市・事業者	→	→	→
リスク の低減 (ハード)	いろは呑龍トンネル南幹線（雨水幹線）・分水施設の整備	府・市	→		
	神足ポンプ場の改修及び貯留施設の整備	市	→		
	10年降雨確率に対する河川改修（市管理河川）	市	→	→	→
	淀川水系の河川改修等（国・府管理河川）	国・府	→	→	→
	防災重点農業用ため池の状態調査及び改修工事	市	→	→	
	地下道ポンプの自家発電機器の設置	市	→		
	緊急輸送路や避難路における橋梁の長寿命化	市	→	→	→
	避難所（500人以上収容）における災害時用マンホールトイレの設置	市	→		
	大規模盛土造成地の安全対策の検討 （宅地耐震化推進事業、大規模盛土造成地マップの周知）	府・市・ 事業者・市民	→	→	→
	府と連携した土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備の推進	府・市	→	→	→
西山公園（第3期）整備推進計画に基づく公園施設の整備	市	→			
リスク の低減 (ソフト)	小学校区での防災訓練、防災出前講座の実施	市・市民	→	→	→
	「防災情報お知らせメール」をはじめ、「アラート受信機やFMおとくに、LINEなど様々な情報発信ツールを活用した災害情報伝達手段の充実・強化	市	→	→	→
	各種ハザードマップを用いた避難体制の確保や防災意識の向上	市・市民	→	→	→
	住宅等への雨水貯留タンク設置助成	市	→	→	
	水害時における一時避難場所としての使用に関する協定の推進	市・事業者	→	→	→
	要配慮者の把握及び個別避難計画の策定、安否確認や避難支援を行う者の確保など、災害時要配慮者に対する地域での避難支援体制の整備	市・市民	→	→	→
	避難確保計画の策定支援及び計画に基づく訓練実施の推進	市・事業者	→	→	→
	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の自主防災会へのタイムライン作成支援	市・市民	→		
	児童・生徒等を対象とした防災教育	市・市民	→	→	→
	自主防災組織等の強化及び自主防災リーダーの育成の推進	市・市民	→	→	→

③長岡京市国土強靱化計画（2024（令和6）年3月改訂）

■本事業に関連する確認事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の整備・管理に関する方針</li> <li>・防災まちづくりに関する方針</li> </ul>
---

●計画期間：2020（令和2）年度～2025（令和7）年度

- 基本目標：Ⅰ．人命の保護が最大限に図られる  
 Ⅱ．市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される  
 Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する  
 Ⅳ．災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

■本事業に関連する方針・施策等：

《公共施設の整備・管理に関する方針》

第4章 国土強靱化の推進方針	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
〔個別分野〕 (1) 行政機能／消防等	
（防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における行政機能を確保するため、公用・公共用施設の非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等行政機能の維持を着実に図る。</li> <li>・防災拠点施設における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。</li> </ul>
（応援・受援体制の強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、地域の連携・応援体制を構築する。</li> </ul>
（救助・救出活動の能力向上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、警察、消防、消防団と水防団、地域コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織等との連携を強化する。</li> <li>・災害対策要員や装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保し、災害発生に備えた防災倉庫等の保管拠点を適切に維持・管理する。</li> </ul>
(4) エネルギー	
（エネルギー供給の多様化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、温室効果ガスの排出抑制のみならず、市民が安全・安心に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池等と組み合わせた普及を図る。</li> </ul>
(9) 国土保全／国土利用	
（総合的な治水対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。</li> </ul>
（緊急避難場所・避難所の整備等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る。</li> <li>・災害時には避難所や備蓄物資保管などの防災機能を、平常時には集会場や体育館、公園などの機能を有した防災拠点施設の検討を行う。</li> </ul>

《防災まちづくりに関する方針》

第4章 国土強靱化の推進方針	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
〔横断的分野〕 (1) リスクコミュニケーション	
(市民に対する教育・訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。</li> <li>・将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。</li> <li>・市民が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。</li> </ul>

(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・	
(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)</li> <li>○ 多数の者が利用する建築物は、当該建築物の用途、立地条件を踏まえたうえで、府と連携しながら、耐震化の促進を図る必要がある。(再掲)</li> <li>○ 防災拠点施設や学校施設等の耐震化等を計画的に進め、天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、安全性を確保していく必要がある。</li> </ul>
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
(防災拠点施設の強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点施設となる庁舎等の充実・強化を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
(地域防災力の充実・強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を、乙訓消防組合等と連携し進める必要がある。</li> <li>・地域での地区防災計画等の作成を促し、地域コミュニティ協議会や自治会、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。</li> <li>・市民に、指定緊急避難場所・指定避難所の周知を図る必要がある。</li> </ul>

#### ④長岡京市地域防災計画（2022（令和4）年）

##### ■本事業に関連する確認事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の整備・管理に関する方針</li> <li>・ 防災まちづくりに関する方針</li> </ul>
---

●計画期間：計画期間の定めはない

●計画の構成：一般災害対策編／震災対策編／事故対策編／資料編

##### ■本事業に関連する方針・施策等：

《防災まちづくりに関する方針》

【一般災害対策編】第1編 総則	
第3章 被害想定	
第3節 浸水被害予測	
1 浸水想定区域及び想定される水深	勝竜寺地区 <小畑川左岸> ・ 低い場所にある府道奥海印寺納所線沿いの府道や農地の冠水、住家や事業所が浸水、その水深は2m～5m、小畑川沿い、JR東海道新幹線沿いについては、水深5m以上。
第5節 防災に関する調査研究	
第3 避難の安全確保に関する調査研究	・ 浸水想定区域内や土砂災害警戒箇所の中に多くの避難所があり、検討を加え、新たな避難所設定の必要がある。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定の期間毎に安全性について調査確認するものとする。
【一般災害対策編】第2編 災害予防計画	
第1章 気象等観測・予報計画	
第3節 河川に対する洪水予報及び水防警報	
第3 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等	4 浸水想定区域要配慮者施設への伝達方法 ・ 浸水想定区域要配慮者施設へは、「桂川下流洪水予報」及び「小畑川・小泉川避難判断水位到達情報」を、それぞれの河川の浸水想定区域内に立地する施設へ電話で連絡するものとし、電話連絡ができない場合は口頭で連絡する。
第15章 自主防災組織整備計画	
第1節 自主防災組織の育成	
第1 自主防災組織づくりの推進	2 組織の編成及び活動内容 (2)「自主防災組織の防災計画書」の作成 ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）。 ク 避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
第18章 要配慮者に関する防災対策	
第8 避難支援体制	・ 避難支援は、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い地域に住む要配慮者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報をプロジェクト・チームで共有する。

《公共施設の整備・管理に関する方針／防災まちづくりに関する方針》

【一般災害対策編】第2編 災害予防計画 第8章 建築物等防災計画	
第2節 建築物等災害予防計画	
第1 対象建築物と具体的対策	
1 公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、病院、学校等の公共建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。</li> <li>・令和3年11月に改定した長岡京市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物全般の耐震性強化を図る。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定</li> <li>(2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立</li> <li>(4) 拠点施設としての機能                 <ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動等の本部としての機能が維持できるよう、大規模な災害に際しても信頼に足る安全性とともに自己完結型の機能を有する施設として整備する。その際、構造体だけでなく、非構造部材及び設備の安全確保に配慮する。</li> <li>ア 窓ガラスは、飛散防止フィルムを貼付する。</li> <li>イ 指令装置等の電子設備は倒壊防止の措置を講ずる。</li> <li>ウ 市役所庁舎地階の各施設について、浸水防止の措置を講ずる</li> </ul> </li> <li>(5) 自己完結型の機能維持                 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害直後の初動時から3日間は外部からの補給、支援がなくとも、人的及び施設の機能が維持できるよう整備する。</li> </ul> </li> <li>(6) 保存食の備蓄・自炊施設等の整備</li> <li>(7) 災害活動車両及び自家発電機の燃料備蓄・危険物倉庫の増設</li> </ul> </li> </ul>
第2 文教施設・設備等の災害予防計画	
2 防災機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難設備等の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。</li> </ul> </li> <li>(2) 避難所としての機能整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を受入することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を図る。</li> </ul> </li> <li>(3) 設備・備品の安全対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防止するため平時からの点検や整理整頓に努め、視聴覚機器・事務機器・書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の管理徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>
【一般災害対策編】第2編 災害予防計画 第24章 避難計画	
第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定	
第1 指定緊急避難場所の指定	
2 指定・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所における淀川水系浸水想定区域内及び土砂災害の恐れがある区域にある施設・避難路については、浸水等によりその機能が十分果たされないことが予想される場合は、浸水想定水位以上の場所を使用するなど、</li> </ul>

	避難施設の使用について、十分に配慮を行う。なお、震災における緊急避難場所として指定避難所を活用する場合は、避難施設の応急危険度判定により、利用できる施設を利用するものとする。
<b>第3 福祉避難所</b>	
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</li> </ul>

<b>【一般災害対策編】第2編 災害に強いまちづくり</b>	
<b>第1節 防災構造化の推進定</b>	
<b>第1 防災空間の整備・拡大</b>	
2 指定・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生、又は発生するおそれのあるとき、避難者の安全確保と火災の延焼防止を図るため、市街地の中に広幅員の幹線道路や公園を整備し、オープンスペースの確保を図る。</li> </ul>

⑤長岡京市公共施設等総合管理計画（2022（令和4）年3月）

■本事業に関連する確認事項

・公共施設の整備・管理に関する方針

- 計画期間：2022（令和4）年度～2040（令和22）年度 20年間
- 対象施設：市が所有する公共施設全般（インフラ施設含む）
- 総合監理方針：機能を維持し、長寿命化を推進することで、総費用の削減を目指す。

■本事業に関連する方針・施策等：

《公共施設の整備・管理に関する方針》

第6章 公共施設等の総合監理方針	
2 基本方針	
(1) 建物系公共施設	
基本方針①： 公共施設の適 正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・少子高齢化時代に備え、医療・福祉・子育て支援・商業施設や住居等がまとまって立地し、徒歩や公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる、「歩いて暮らせるまちづくり」・「より利便性の高い生活を支える機能づくり」を目指し、地理的な特性も踏まえながら公共施設を適正に配置します。</li> <li>・施設の再編整備の結果、発生する跡地等の公有財産については、財源確保の手段として適切に評価し、貸付や売却なども含めて市民にとってより有効な利活用を検討します。</li> </ul>
基本方針②： 公共施設の長 寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の多くは、災害時に避難所や応急対策の活動拠点となるため、機能確保や安全確保の観点から、必要な公共施設において耐震化を計画的に実施します。</li> <li>・新しく施設を整備する場合には、ライフサイクルコストを考慮した計画的な保全・修繕を進めることとし、施設の長寿命化を推進します。</li> </ul>
基本方針③： 公共施設の複 合化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合化によって、市民がより利用し易くなり、サービスの向上が期待できる場合には、これを推進します。</li> <li>・公共施設同士の複合施設、民間施設との複合計画等については、PRE等による建設、維持管理、資金調達等を含めて実現例を中心に検討し導入を進めます。</li> </ul>
基本方針④： サービス向上 策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用における市民の評価等を把握し、サービスの改善等により質的向上を図ることで、市民満足度の更なる向上を目指すこととし、施設の新設、改修時においては、誰もが安全、安心して円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。</li> <li>・施設の管理運営にあたっては、「新しい公共」の視点を考慮し、市民の力、民間事業者の力の活用を進め、安全の確保と地域事情に配慮しながら、行政主体で行う方式からの転換を目指します。</li> <li>・市、市民、民間、他の公共団体の保有する土地、建物の資源の利活用（使いこなし）を進め、市内にすべての施設を配置する「フルセット方式」を見直します。官民連携及び広域連携によりその脱却を図り、市民から必要とされるサービス提供の「場の創出」につなげる方法を継続して研究し、その活用を図ります。</li> </ul>
基本方針⑤：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な施設は規模を拡大しますが、その際、他の施設との複合化や多施設の</li> </ul>

優先順位の設定	再編を同時に検討することにより、全体としての規模縮小を図り、市全体でのバランスの確保を目指します。
基本方針⑥： 環境配慮の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の新設・改修や設備の更新にあたっては、長岡京市環境基本計画及び長岡京市役所地球温暖化防止実行計画に掲げる環境配慮事項にも沿うように整備を進めて行くこととし、断熱性の向上、エネルギー消費設備の最適化、再エネの導入等にも継続して取り組みます。</li> <li>・新たに施設を整備するときは、CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）やZEB（ゼブ：ゼロ・エネルギー・ビルディング）など環境性能に関する評価を持つ指標を意識するほか、雨水や井戸水の利用、また森林資源循環に貢献する木材利用の促進など総合的な環境性能に配慮した整備の検討を行います。</li> </ul>

■ 市内スポーツ施設の概要及び方向性

	建設年度	敷地面積	延床面積	階数	方向性
スポーツセンター	1980年	21,144 m <sup>2</sup>	1,426 m <sup>2</sup>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化、機能の向上を目指した建替え（グラウンドは拡張を含めた再整備）</li> <li>・当該地が浸水想定区域にあることや周辺自治体の施設整備の動向を見定める必要があり関係団体と協議し慎重に協議を進める</li> <li>・再整備までの間は施設の安全確保や環境改善のための計画的な修繕</li> </ul>
西山公園体育館	1986年	23,609 m <sup>2</sup>	7,184 m <sup>2</sup>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理に努め、長寿命化を推進</li> <li>・設備を含めた修繕を計画に実施</li> <li>・安心して利用できる施設環境の確保</li> </ul>

（出典：長岡京市公共施設等総合管理計画及び長岡京市公共施設等再編整備構想より）

⑥長岡京市公共施設等再編整備構想2021（2022（令和4）年3月）

■本事業に関連する確認事項

・公共施設の整備・管理に関する方針

- 計画期間：2018（平成30）年度～2032（令和14）年度（15年間）
- 対象施設：市が所有する全公共施設（建築物）及びインフラ施設に付随する建築物
- 基本方針：
 

① 公共施設の適正管理の推進	④ サービスの向上策の推進
② 公共施設の長寿命化の推進	⑤ 優先順位の設定
③ 公共施設の複合化の推進	⑥ 環境配慮の取組み

■本事業に関連する方針・施策等：

《公共施設の整備・管理に関する方針》

第4章 公共施設等再編方針	
4 施設の基本方向の検討	
（1）施設分類ごとの状況と課題	
④スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツセンターや西山公園体育館は、いずれも開設から35年以上が経過し、施設の老朽化が課題となっています。</li> <li>・市民の健全な身体を育む運動・スポーツ施設の環境の改善に向けて、長期的な施設のあり方も見据え、適切な施設整備、維持管理を推進します。</li> </ul>
⑩公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理を行いつつ、利用サービスの向上と管理コストの削減に向け、更なる民間活力の活用を検討します。</li> </ul>
⑭インフラ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長岡京市上下水道ビジョン（経営戦略）」に基づいて、東ポンプ場を廃止し、その機能を東第2浄水場で行います。</li> </ul>
（2）各施設の今後の再編に向けた検討の方向性	
（スポーツ施設） ⑪スポーツセンター	<p style="margin-left: 20px;">＜検討の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館については、耐震化、機能の向上を目指した建替え、またグラウンドについては、拡張を含めた再整備を基本方針とします。</li> <li>・ただし、当該区域が浸水想定区域であることや周辺自治体の施設整備の動向を見定める必要があることなどから、関係団体とも協議し慎重に検討を進めます。</li> <li>・なお、再整備までの間は、施設の安全確保や環境改善のための修繕を計画的に行います。</li> </ul>
⑫西山公園体育館	<p style="margin-left: 20px;">＜検討の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も適正な維持管理に努め、長寿命化を推進していきます。</li> <li>・設備を含めた修繕を計画的に実施していき、各種競技に要求される環境整備や利用者の利便性のために必要な修繕や改修を適宜行うなど、安心して利用できる施設環境の確保に努めることとします。</li> </ul>
（インフラ施設） ⑬東ポンプ場	<p style="margin-left: 20px;">＜検討の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長岡京市上下水道ビジョン（経営戦略）」に基づいて、東ポンプ場で担っている役割を東第2浄水場で行うことにより、令和8（2026）年度を目標に東ポンプ場を廃止し、解体整備を実施する予定です。</li> <li>・なお、跡地活用に関しては、東部地区の防災機能を兼ね備えた施設を整備する方針で検討します。</li> </ul>

5 跡地（未利用地）利活用方針			
(1) 跡地活用の検討にあたっての基本的な視点			
1. 上位計画やまちづくりに係る諸計画との整合	4. 民間活力の活用検討		
2. 現在及び将来における行政需要に基づく検討	5. 売却、貸付の検討		
3. 地域の特性を踏まえた検討	6. 短期間の暫定活用の検討		
(3) 検討の進め方、体制			
<div style="background-color: #002060; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">跡地活用検討の進め方のイメージ</div>			
(4) 本市の主な検討対象施設一覧			
東ポンプ場	解体見込時期	施設名（敷地面積）	概要（跡地活用に関する現状・予定など）
	R8年以降	東ポンプ場 (8,640㎡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による活用を検討</li> <li>東部地区の防災機能を兼ね備えた施設等を整備する方針で検討</li> </ul>

⑦長岡京市上下水道ビジョン（経営戦略）（令和2年度～令和11年度）（2019（令和元）年8月）

■本事業に関連する確認事項

・東ポンプ場に関する方針

●計画期間：2020（令和2）年度～2029（令和11）年度

●計画の構成：水道事業編：安全、強靱、持続

下水道事業編：環境保全（汚水事業）、安全安心（雨水事業）、健全経営  
経営戦略

■本事業に関連する方針・施策等：

《東ポンプ場に関する方針》

第4章 水道事業の具体的な取り組みについて	
第3節 持続	
1 経営基盤の強化	
(2) 遊休地の利活用	<p>具体的な取組</p> <p>◎廃止した水道施設用地(遊休地)について、売却や公共施設等への利活用など、方向性を検討します。</p> <p>・市の公共施設再編事業と連携し、水道事業以外の公共施設等としての利活用も考慮するとともに、収益確保につながる活用方法やその実現性についても検討します</p>

⑧長岡京市スポーツ推進計画中間改定（2020（令和2）年3月）

■本事業に関連する確認事項

・スポーツの施設整備等に関する方針
-------------------

- 計画期間：2015（平成27）年度～2024（令和6）年度
- 基本理念：『あんたもスポーツ心を！』……………一市民一スポーツを目指して  
元気な“からだ”を持とう。元気な“こころ”を持とう。ふれあう“なかま”を持とう。
- 目標：スポーツを「する」「ふれる」「支える」「つなげる」ことで、全市民がスポーツに関わることを最終目標として「一市民一スポーツ」を目指していく。

■本事業に関連する方針・施策等：

《スポーツの施設整備等に関する方針》

第3章 今後5年間に取り組む施策	
1. 数値目標	
・スポーツ施設の機能拡充・整備	目標：施設整備・充実
2. 実施施策	
(1) するスポーツ	
②地域の運動・スポーツイベントの充実	▶市民にとって身近で、参加しやすい地域単位での運動・スポーツイベントを充実させることで、市民の運動・スポーツ実施率の向上、心身の健康増進を図ります。  (主な施策・事業) ●地域・スポーツ振興事業の実施
(2) ふれる スポーツ	
④運動・スポーツ施設の連携と利用時間の拡大	▶より多くの市民が運動・スポーツをすることができるように運動・スポーツを行う場所と時間の確保に取り組みます。  (主な施策・事業) ●市外の運動・スポーツ施設との連携方法の検討
(3) 支える スポーツ	
③運動・スポーツ施設の整備	▶既存の運動・スポーツ施設の改修などを実施し、運動・スポーツを行うために必要な環境の整備に取り組みます。  (主な施策・事業) ●競技スポーツに対応した施設整備の推進 ●運動・スポーツ施設の改修、機能アップ、備品の更新
⑥総合型地域スポーツクラブの支援	▶地域スポーツ振興の拠点となる、総合型地域スポーツクラブを推進すべく、総合型地域スポーツクラブの活動、設立に対しての支援に取り組みます。  (主な施策・事業) ●地域スポーツの推進につながる総合型スポーツクラブ活動への支援
(4) つなげるスポーツ	
③学校部活動の連携	▶市内にある小学校、中学校、高等学校の連携強化の取組や学校部活動以外での地域におけるスポーツ活動機会の確保に取り組みます。  (主な施策・事業) ●学校間や学校と地域の連携方法の検討
④総合型地域スポーツクラブの協働	▶市内の団体だけでなく、市外や府外の団体などと協働してイベントなどを実施することにより、総合型地域スポーツクラブ活動の充実に取り組みます。  (主な施策・事業) ●市外、京都府外の団体との連携、協働事業の実施

<p>⑤運動・スポーツ組織の連携強化</p>	<p>▶行政やスポーツ協会をはじめとする運動・スポーツに関わる組織の連携強化につとめ、長岡京市のスポーツ振興に取り組みます。</p> <p>〈主な施策・事業〉 ●複数の組織が連携して行う運動・スポーツイベントの検討</p>
------------------------	---

⑨長岡京市第三期環境基本計画（2022（令和4）年3月）

■本事業に関連する確認事項

・ 公共施設整備における環境配慮・脱炭素社会実現に向けての取組方針

- 計画期間：2022（令和4）年度～2030（令和12）年度
- 環境面から目指すべき将来都市像：つむぎ織りなす“環境の都”長岡京
- 基本理念：① 全ての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し、総合化します。  
 ② 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させます。  
 ③ 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てます。  
 ④ 社会的公正に配慮し、全ての人々と資源と環境を分かち合います。  
 ⑤ 資源・エネルギーが循環する地域をつくります。  
 ⑥ みんなが参加して、一緒に計画をつくり、実践し、継続的な活動を目指します。  
 ⑦ 持続可能な社会を実現するための教育、人づくり・人結びに力を注ぎます。
- 基本施策（柱）：1.気候変動対策（緩和・適応）～脱炭素化に向けた持続可能なまちづくり～  
 2.資源循環～水と資源が循環するエコなまちづくり～  
 3.環境共生～環境共生型社会の形成～  
 4.都市環境～快適で安心な都市環境づくり～
- 分野横断的視点及び施策：【ゼロカーボン社会を目指し、環境にやさしく地域経済が循環するまち】  
 / 【環境と調和のとれた新たな地域の魅力を創造するまち】 / 【エコライフと暮らしやすさを両立するまち】 / 【持続可能な未来を築く人が育ち・学び・人がつながる環境の都】



グリーンコンシューマー…「環境に優しい消費者」という意味で使われ、環境に配慮した商品を積極的に選択する消費者を指す。  
 エシカル消費…「倫理的消費」と訳され、環境分野に限らず、倫理的な面に問題がないかを目を向ける消費行動のことを指す。  
 COOL CHOICE…温暖化対策になって暮らしやすさにもつながる「賢い選択」を指す。平成30年に市としてCOOL CHOICE宣言を行った。

■本事業に関連する方針・施策等：

《公共施設整備における環境配慮・脱炭素社会実現に向けての取組方針》

第4章 基本施策（柱）	
柱1 気候変動対策（緩和・適応）～脱炭素化に向けた持続可能なまちづくり～	
（1）再生可能エネルギーの普及	
②公共空間における再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の新築時をはじめとして、公共空間の活用方法を検討する中で、太陽光パネルに代表される再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進めます。また、公共施設で使う電気についても、再生可能エネルギーによる電気を段階的に導入していき、施設の特性を踏まえながら、長期展望として再生可能エネルギー100%による事業運営を目指します。</li> </ul>
（2）省エネルギーの推進	
①エネルギー効率の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者等の省エネ設備導入等を情報提供などの手法により支援するほか、公共施設においても、機器の入れ替えなどの際には、率先して省エネ設備導入等を進めます。また、ハード整備以外の部分でも、環境マネジメントシステムの運用や、節電、ペーパーレス化、グリーンカーテンなど、省エネや資源枯渇抑制につながる取り組みを推進します。</li> </ul>
（3）エコ建築の普及	
②エネルギー効率が高く環境に配慮した公共建築物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設を新たに整備するときなどには、CASBEE（キャスビー）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）など、環境性能に関する評価を持つ指標を意識するほか、雨水や井戸水の利用など、総合的な環境性能に配慮した整備を行います。ZEBに関しては、施設の特性を踏まえつつ、計画段階から実現可能性を検討し、事業を進めていきます。また、公共建築物等の木材利用を促進し、森林資源の循環に貢献します。</li> </ul>
（5）気候変動への適応推進	
②災害に強く新しい気象環境に適したまちと森づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の多発・激甚化のリスクに備え、災害を想定した市の体制整備・下水道（雨水）施設を含めたまちのハード整備、災害時に地域で助け合うコミュニティづくりや、自立電源等のエネルギー融通の仕組みの確立などを進めます。</li> </ul>
柱4 都市環境～快適で安心な都市環境づくり～	
（1）身近なみどりの保全・創出	
①まちなかのみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、団体、事業者、行政など、多様な主体が連携し、公共空間をはじめ民有地においてもみどりを積極的に創出し、適切に維持管理することで、みどり豊かなまちづくりを進めます。</li> </ul>
（2）環境に配慮した都市空間整備	
①環境配慮型の都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちのハード整備を行うにあたっては、雨水浸透や騒音低減、ヒートアイランド対策など、環境に配慮した都市基盤整備を行います。</li> </ul>

第5章 分野横断的視点及び施策
視点2 環境と調和のとれた新たな地域の魅力を創造するまち
②気候変動への適応と地域の魅力創造を両立するまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動により災害の多発・激甚化が起これと言われています。災害対策のハード整備と例えば、コンクリートに代表される重厚な作りのものがイメージしやすいですが、グリーンインフラによる防災事例も見られます。確かに、維持管理の面など、検討すべき課題は多いのが実情ですが、上述の「みどりのまち」という魅力だけでなく「災害に強いまち」という魅力にもつながります。「災害に強いまち」にする上では、自立・分散型エネルギーシステムの普及も、災害時の自立電源としての活用が期待されるという点で、防災力の向上、ひいてはまちの魅力につながると言えます。</li> </ul>
視点3 エコライフと暮らしやすさを両立するまち
①コンパクトなまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトで安心なまちづくりを推進するため、新たに防災指針を定め、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に必要な取り組みを進めます。気候変動により災害は多発・激甚化するとされていますので、自然相手であることを念頭に、まちのあり方に防災の視点を取り入れることと併せて、市民一人ひとりの防災意識の向上にも引き続き取り組まなければなりません。</li> </ul>

⑩長岡京市水再生循環再生プラン（2012（平成24）年2月）

■本事業に関連する確認事項

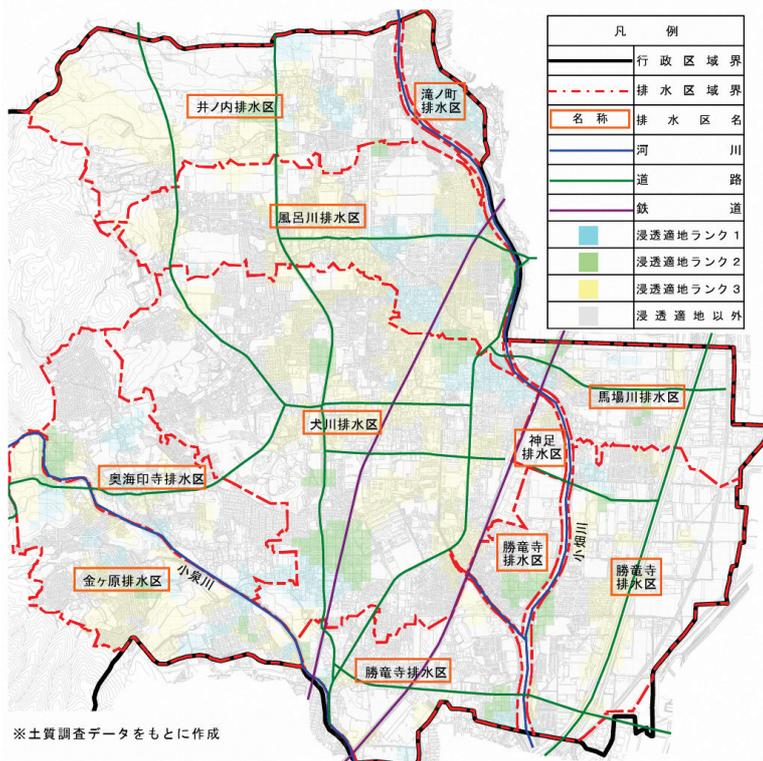
・雨水貯留浸透施設の設置に関する事項

●計画期間：2012（平成24）年度～2031（令和13）年度

●対象地区：・貯留施設を設置する地区

・浸透施設を設置する地区

**貯留浸透施設設置対象地区（浸透施設に浸透ますを用いる場合）**



**排水区別浸透適地面積割合（浸透施設に浸透ますを用いる場合）**

排水区名	浸透適地面積 (ha)					浸透適地面積割合 (%)				
	ランク			浸透適地 以外	計	ランク			浸透適地 以外	計
	1	2	3			1	2	3		
滝ノ町	8	0	4	8	20	42	0	18	40	100
井ノ内	11	4	53	116	184	6	2	29	63	100
風呂川	17	5	50	84	155	11	3	32	54	100
犬川	19	19	82	196	316	6	6	26	62	100
奥海印寺	8	3	7	62	80	10	4	9	77	100
金ヶ原	11	4	29	39	84	13	5	35	47	100
勝竜寺	5	12	33	183	232	2	5	14	79	100
神足	0	0	1	7	8	0	0	12	88	100
馬場川	4	3	6	67	81	5	4	8	83	100
排水区全体	83	50	265	763	1,160	7	4	23	66	100

■本事業に関連する方針・施策等：  
 《雨水貯留浸透施設の設置に関する事項》

3. 貯留浸透施設の設置計画

3-5. 設置対象場所及び対象施設の設定

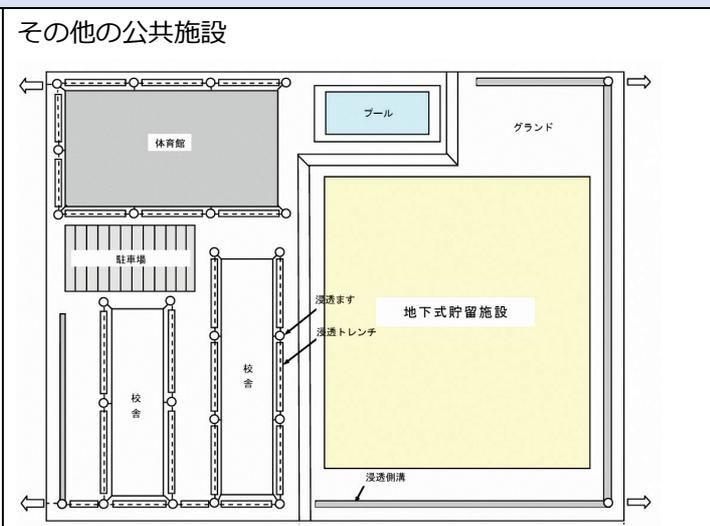
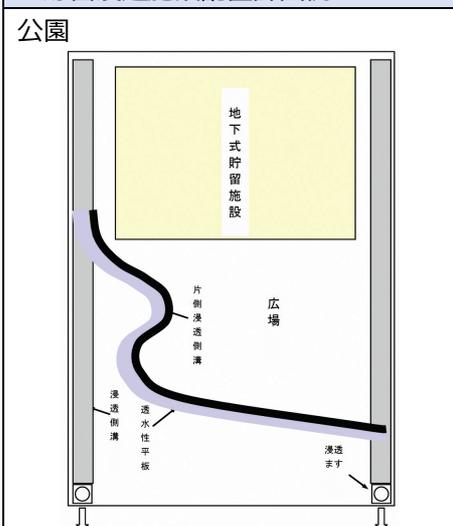
■設置場所別  
整備施設

・貯留浸透施設の設置を行う場所は、貯留浸透施設の設置の容易性と効果の発現性が高い場所を対象とすることを基本に選定し、排水区域内に位置している「公園」、「民有地」、「その他公共施設」の3種類とします。

設置場所		種別					
		浸透施設				貯留施設	
		浸透ます	浸透トレンチ	浸透側溝	透水性平板	タンク	地下式
公園	広場	○		○			●
	遊歩道	○		○	○		●
民有地	一戸建て住宅	○				●	
	集合住宅	○				●	
その他公共施設	教育施設	○	○	○		●	●
	行政施設	○	○	○	○	●	●

注1) 透水性平板には、その他の透水性歩道材も含むものとする。  
 注2) 貯留施設の地下式には、地表式も含むものとする。※遊歩道については地下式のみとする。  
 注3) 設置対象施設  
 ・○→浸透適地ランク1,2,3に位置する全施設  
 ・●→全施設

■貯留浸透施設配置計画例



3-6. 貯留浸透施設の整備量の算定

(2) 貯留浸透施設の設置密度の設定

■設置場所別  
設置密度

設置場所		整備量(密度)					
		浸透施設				貯留施設	
		浸透ます	浸透トレンチ	浸透側溝	透水性平板	タンク	地下式
公園	広場	45個/ha		200m/ha			1池/箇所
	遊歩道	45個/ha		100m/ha	1,900m <sup>2</sup> /ha		
民有地	一戸建て住宅	1個/戸				1個/戸	
	集合住宅	1個/戸				1個/戸	
その他公共施設	教育施設	20個/ha	180m/ha	150m/ha		1個/箇所	1池/箇所
	行政施設	80個/ha	640m/ha	200m/ha	1,900m <sup>2</sup> /ha	1個/箇所	1池/箇所

注1) 水色網掛け部：雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編を参考にした設置密度  
 注2) 黄色網掛け部：本市独自の設置密度

(3) 貯留浸透施設の整備量

【貯留施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 透水性平板 : 浸透施設設置密度×設置対象場所面積</li> <li>■ 貯留タンク : 貯留タンク設置密度×設置対象施設数</li> <li>■ 地下式貯留施設 : 地下式貯留施設設置密度×設置対象場所面積の50%</li> </ul>
【浸透施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝 : 浸透施設設置密度×設置対象場所面積</li> </ul>

3-8. 計画貯留浸透量の算定

■ 計画貯留浸透量

排水区 No	名称	貯留量 (m <sup>3</sup> )				排水区面積 ha	貯留量 (mm)			
		透水性 平板	貯留 タンク	地下式 貯留	計		透水性 平板	貯留 タンク	地下式 貯留	計
1	滝ノ町	0	154	312	465	19.57	0.0	0.8	1.6	2.4
2	井ノ内	10	231	8,038	8,279	184.46	0.0	0.1	4.4	4.5
3	風呂川	63	755	21,167	21,985	154.70	0.0	0.5	13.7	14.2
4	犬川	21	1,200	56,731	57,951	315.86	0.0	0.4	18.0	18.3
5	奥海印寺	0	343	7,272	7,615	80.23	0.0	0.4	9.1	9.5
6	金ヶ原	0	295	17,292	17,587	83.58	0.0	0.4	20.7	21.0
7	勝竜寺	5	694	34,491	35,190	232.25	0.0	0.3	14.9	15.2
8	神足	0	18	79	97	8.34	0.0	0.2	0.9	1.2
9	馬場川	0	83	277	360	81.01	0.0	0.1	0.3	0.4
全体		98	3,772	145,659	149,529	1,160	0.0	0.3	12.6	12.9

排水区 No	名称	浸透適地ランク別浸透量 (m <sup>3</sup> /hr)				排水区面積 ha	浸透適地ランク別浸透量 (mm/hr)			
		ランク1	ランク2	ランク3	計		ランク1	ランク2	ランク3	計
1	滝ノ町	104	0	6	110	19.57	0.531	0.000	0.031	0.562
2	井ノ内	38	1	19	58	184.46	0.021	0.001	0.010	0.031
3	風呂川	186	14	99	299	154.70	0.120	0.009	0.064	0.193
4	犬川	169	57	135	361	315.86	0.054	0.018	0.043	0.114
5	奥海印寺	56	13	12	81	80.23	0.070	0.016	0.015	0.101
6	金ヶ原	72	12	68	152	83.58	0.086	0.014	0.081	0.182
7	勝竜寺	55	32	61	148	232.25	0.024	0.014	0.026	0.064
8	神足	0	0	1	1	8.34	0.000	0.000	0.012	0.012
9	馬場川	7	4	1	12	81.01	0.009	0.005	0.001	0.015
全体		687	133	402	1,222	1,160	0.059	0.011	0.035	0.105

⑪長岡京市景観計画（2018（平成30）年12月）

■本事業に関連する確認事項

・対象地区における事業実施にあたっての景観に関わる方針

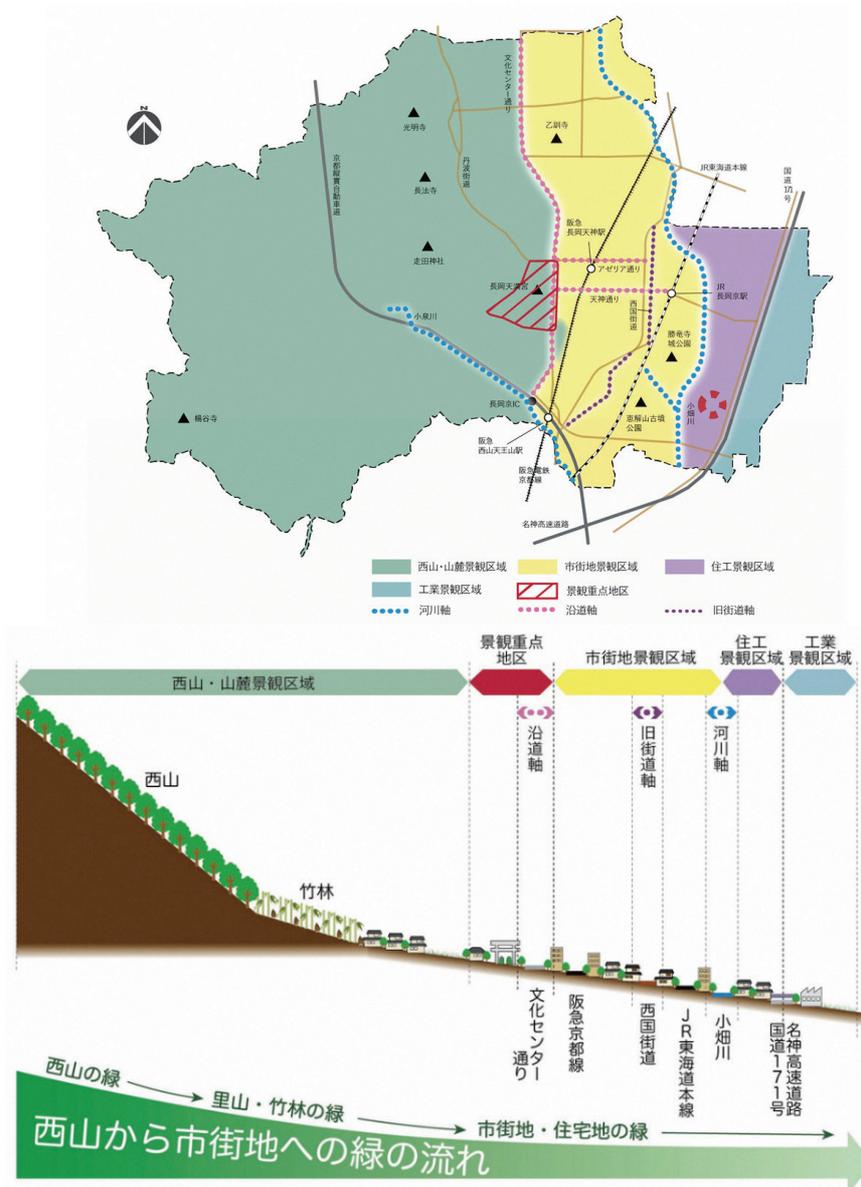
- 計画期間：2018（平成30）年度～
- 景観形成の基本理念：『みどりと歴史 人が織りなす、魅力と誇りにあふれる景観』
- 景観形成の基本方針：『市民の生活そのものが豊かな自然や歴史・文化資源と調和し、いきいきと美しく感じられるようにする』
- 景観形成の目標像：『長岡京らしさを形づくる景観資源や暮らしの場を大切にしながら、身近な景観を守り、西山から市街地への緑の流れを育て、豊かな魅力あふれる景観を創り出す』

■本事業に関連する方針・施策等：

《対象地区における事業実施にあたっての景観に関わる方針》

<b>第3章 景観計画で定める行為の制限</b>																			
<b>1. 景観計画で定める行為の制限に関する考え方とポイント</b>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 長岡京市域全体で景観に影響を与える行為について形態・意匠を誘導</li> <li>② 西山から市街地への緑の流れを創り出すため、市街地内での緑の創出を誘導</li> <li>③ 背景となる西山や緑に対する市街地の調和を図る色彩を誘導</li> </ul>																			
<b>2. 景観形成基準の運用について</b>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準の運用にあたっては、景観形成ガイドラインを定め、これに基づき指導・助言などを行なっていく。</li> <li>・景観形成ガイドラインでは、景観形成基準に記載されている各項目について、より詳細な配慮の方法や工夫の仕方などを解説、例示。</li> <li>・景観法に基づく届出制度において定める大規模な行為については、景観形成基準に基づきデザインチェックを行なう景観デザイン審査会を設置し、形態・意匠などについて助言・指導を実施。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">長岡京市景観計画</p> <p style="text-align: center;">届出対象行為</p> <p style="text-align: center;">大規模な行為    大規模な行為以外の行為</p> <p style="text-align: center;">景観形成基準に基づく市からの指導・助言</p> <p style="text-align: center;">景観形成基準</p> <p style="text-align: center;">必要に応じ 助言・指導</p> <p style="text-align: center;">景観デザイン審査会</p> <p style="text-align: center;">各項目を解説、例示</p> <p style="text-align: center;">景観形成ガイドライン</p>																		
<b>3. 良好な景観を形成するための届出対象行為と景観形成基準</b>																			
<b>①景観形成のための区域・軸の設定</b>																			
<p>■4つの区域及び景観軸設定の考え方</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区域</td> <td>西山・山麓景観区域</td> <td>山地（西山）、住宅地、農地</td> </tr> <tr> <td>市街地景観区域</td> <td>住宅地、商業地、農地</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>住工景観区域</td> <td>工業地、住宅地</td> </tr> <tr> <td>工業景観区域</td> <td>工業地</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">景観軸</td> <td>河川軸</td> <td>小畑川、小泉川</td> </tr> <tr> <td>沿道軸①</td> <td>天神通り、文化センター通り</td> </tr> <tr> <td>沿道軸②</td> <td>アゼリア通り</td> </tr> <tr> <td>旧街道軸</td> <td>西国街道</td> </tr> </table>	区域	西山・山麓景観区域	山地（西山）、住宅地、農地	市街地景観区域	住宅地、商業地、農地	住工景観区域	工業地、住宅地	工業景観区域	工業地	景観軸	河川軸	小畑川、小泉川	沿道軸①	天神通り、文化センター通り	沿道軸②	アゼリア通り	旧街道軸	西国街道
区域	西山・山麓景観区域		山地（西山）、住宅地、農地																
	市街地景観区域		住宅地、商業地、農地																
	住工景観区域		工業地、住宅地																
	工業景観区域	工業地																	
景観軸	河川軸	小畑川、小泉川																	
	沿道軸①	天神通り、文化センター通り																	
	沿道軸②	アゼリア通り																	
	旧街道軸	西国街道																	

### 景観区域・軸と景観重点地区（イメージ図）



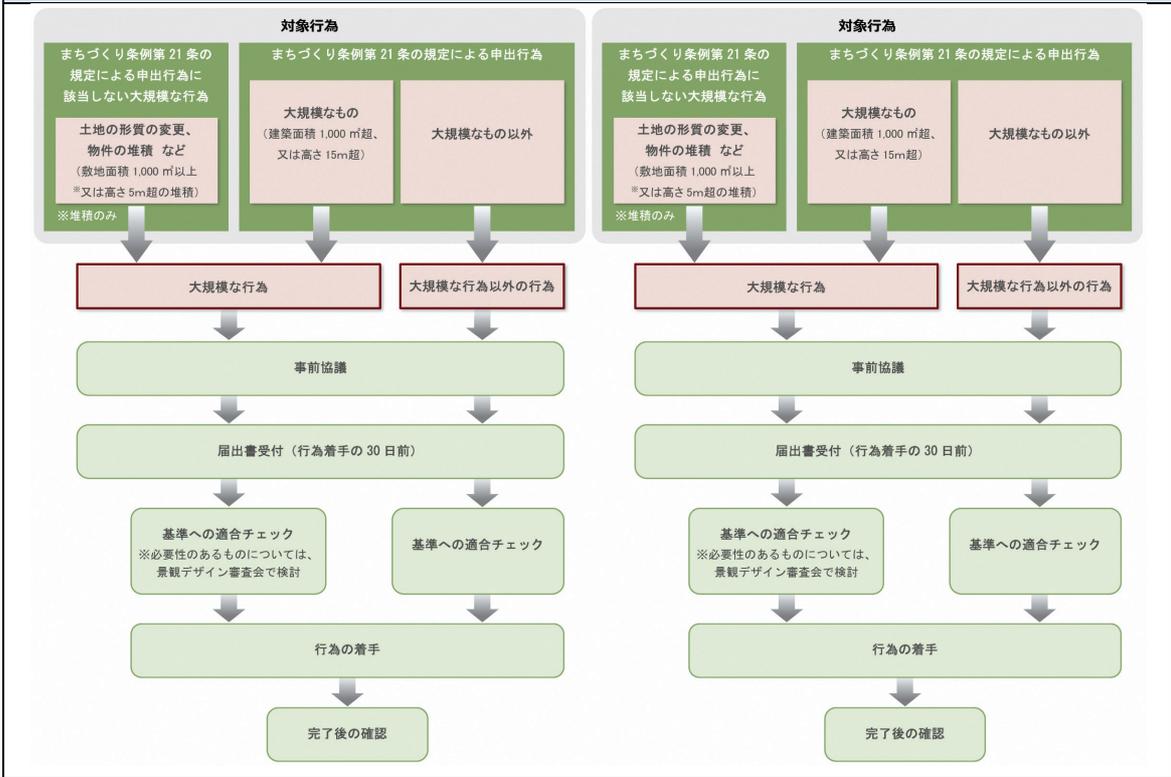
### ③ 区域・軸及び景観重点地区の景観形成方針

#### ■ 住工景観区域

【景観形成方針】 住宅地と工業地の調和がとれた景観をつくる

- まちなみの背景となる西山の眺めを阻害しない景観形成を行います。
- 住宅地と工業地が隣接する地区では、緑化された緩衝空間を確保するなど住宅地の環境にしつつ調和のとれた景観形成を行います。
- 工業地では、道路などの公共空間から見て緑豊かでゆとりとうるおいのある景観形成を行います。

⑦ 景観計画で定める行為制限に係る手続きの流れ



第5章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備に関する考え方

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① はじめから景観の視点を取り入れる    | ⑤ 地域性、歴史性、環境性を考える    |
| ② ヒューマンスケールを意識する      | ⑥ 視点場からの眺望景観に配慮する    |
| ③ 空間的・時間的な連続性・一体性を考える | ⑦ 機能性と景観の両面に配慮したデザイン |
| ④ 地域の人々に愛着を持たれるデザイン   | ⑧ 住民とともに考える景観づくり     |

2. 景観重要公共施設に関する事項

- ・長岡京市域における景観形成上重要な特定公共施設（道路、公園、河川など）については、今後、景観形成を先導的に図る景観重要公共施設として位置づけ、以下の景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、その周辺の景観や土地利用などに応じた整備事項を定めます。
- ・整備事項を定めた景観重要公共施設については、その計画・設計段階において施設管理者と整備に関する協議を行い、景観形成方針との適合を図ることとします。

■公園

【景観形成方針】人々が交流し自然とふれあう都市の中の貴重な空間で、地域の景観を構成する重要な役割

- ・都市における緑の拠点として、自然環境と動植物の保全を基本としつつ、既存植生に配慮した緑化を積極的に行い、暮らしのなかで潤いと安らぎを感じられる公園景観の形成を図る。
- ・地域特性にふさわしい樹木や草花による演出や質の高いデザインにより、住民に親しまれ地域の顔となる魅力的な公園景観の形成を図る。
- ・施設周辺の景観的特性にも配慮し、周囲のまちなみ景観が向上する施設デザインとする。

<p>■ 河川</p>	<p>【景観形成方針】 地域を特徴づける景観の骨格となり、オープンスペースや水辺空間として潤いと安らぎを与える重要な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、景観的軸線としてより広がりを感じられる景観形成を図る。</li> <li>・ 小畑川及び小泉川は、主要な眺望空間として、橋梁や堤防などから、西山を眺めた際に、緑あふれる長岡京を実感できる河川景観の形成を図る。</li> </ul>
<p>■ その他の公共施設の整備に関する事項</p>	<p>【景観形成方針】 良好な景観形成において重要な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>建築物の景観形成基準を遵守するとともに</u>、市民や事業者に対し良好な景観のモデルを示す先導的な役割を果たすよう、<u>地域性を活かした意匠を積極的に取り入れる</u>など質の高いデザインを心掛け良好な景観形成を図ります。</li> </ul>

## **長岡京市防災・スポーツ施設調査検討業務報告書**

発行日：令和6年3月

発行：長岡京市 市民協働部 防災・安全推進室

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号

TEL：075-955-9661 FAX：075-951-5410



かして暮らしっく

長岡京